2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域または自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図る。

- (1) 都市地域と農業地域とが重複する地域
 - ① 市街化調整区域と農用地区域とが重複する場合 農地としての利用を優先する。
 - ② 市街化調整区域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合 計画的な都市化が担保される場合等に限り、土地利用の現況に留意しつつ、 農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認める。
- (2) 都市地域と森林地域とが重複する地域
 - ① 都市地域と保安林区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先する。
 - ② 市街化区域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、都市的な利用を優先するが、森林の有する多面的機能の保全 につとめる。
 - ③ 市街化調整区域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合 計画的な都市化が担保される場合等に限り、森林としての利用の現況に留 意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用も認める。

- (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
 - ① 市街化調整区域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先する。
 - ② 市街化調整区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を 図る。
- (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
 - ① 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先する。
 - ② 市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。
- (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域
 - ① 農業地域と保安林区域とが重複する場合保安林としての利用を優先する。
 - ② 農用地区域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を 図りながら、森林としての利用も認める。
 - ③ 農用地区域以外の農業地域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら、 農業上の利用も認める。
- (6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
 - ① 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先する。

② 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を 図る。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- ① 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先する。
- ② 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。
- (8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を 図る。
- (9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。

大阪府土地利用基本計画における 五地域指定の概念図

